

指定放課後等デイサービス事業所 管理者様

久留米市健康福祉部障害者福祉課
障害者福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休校に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について

日頃より障害者福祉行政にご理解、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、久留米市におきましては、新型コロナウイルス感染症防止のため、久留米市立の
小学校、中学校及び高等学校を**3月9日(月)より臨時休校**とすることを決定しました。

放課後等デイサービス事業所におかれましては、当面の間、下記の通りご対応、ご協力
いただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 **久留米市立の小学校、中学校及び高等学校は、3月9日(月)より臨時休校**となります。なお、特別支援学校については、現在検討中です。
- 2 放課後等デイサービスについては、学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が利用するものであり、当該幼児児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、**感染の予防に留意した上で、原則として開所するとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いします。**
- 3 幼児児童生徒の受入に当たっては、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断る取扱いとし、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとしてください。
- 4 幼児児童生徒の受入に当たっては、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能としています。なお、臨時休校日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあつては、休業日扱いで基本報酬を算定が可能となります。

<問い合わせ>

久留米市 健康福祉部障害者福祉課

(担当：松瀬・野口・師岡・中島)

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話 0942-30-9035

F a x 0942-30-9752

E-mail fukushi@city.kurume.fukuoka.jp